

## ○ 国内肥料資源利用拡大対策事業

令和7年度補正予算額 7,000百万円

### <対策のポイント>

肥料の国産化に向けて、畜産由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援します。

### <事業目標>

- 肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40% [令和12年度まで]）
- 畜産分野の温室効果ガス排出削減（29万t-CO<sub>2</sub> [令和7年度→令和12年度まで]）（1の②の事業）

### <事業の内容>

#### 1. 施設整備等への支援

- ① 堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。【補助上限額：20億円（畜産局事業は補助上限額なし）】
- ② 温室効果ガスの排出削減に資する家畜排せつ物の管理方法への変更を行うための施設整備等を支援します。

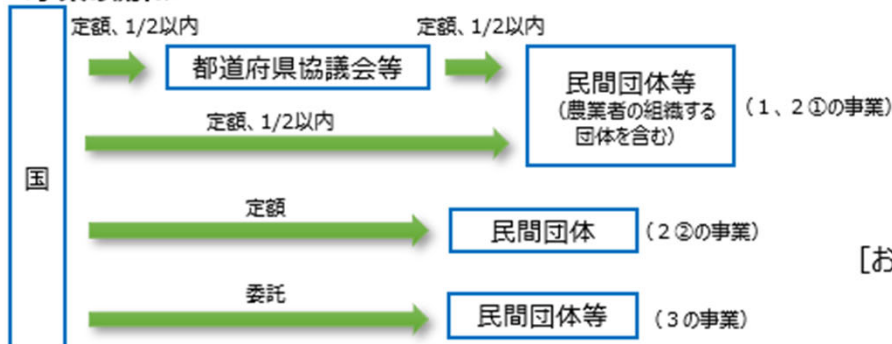
#### 2. 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

- ① ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。【補助上限額：肥料の試作2百万円、それ以外3千万円（いずれも機械導入費を除く）（畜産局事業は補助上限額なし）】
- ② 関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。

#### 3. 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査し、土地生産力を明らかにします。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>



# 国内肥料資源利用拡大対策事業 支援内容

✓ 国内資源由来肥料（※）の利用拡大に当たって、関係事業者が抱える課題の解決に必要な取組を支援します。

## 原料供給事業者

農家や肥料製造事業者が使いやすい肥料や肥料原料の安定供給に向けた体制づくりを支援します。

### 堆肥の高品質化

堆肥の水分調整、発酵、調整等に必要な施設の整備・改修や機械導入等への支援が可能です。



### ペレット化による肥料メーカーへの供給、広域流通

ペレット化設備の導入や、新たな流通方法の検討に必要な運搬費等への支援が可能です。



### 肥料・肥料原料の成分分析

分析機関への外注、検査機器の導入等への支援が可能です。



## 肥料製造事業者

肥料利用者が使いやすい国内資源由来肥料の製造・供給体制づくりを支援します。

### 新たな肥料の試作

肥料試作に必要な肥料原料の購入、成分の分析、施肥効果の検証等への支援が可能です。



### 製造・配合などの施設整備

製造施設の整備やライン増設、臭気・衛生対策に必要な設備の導入等への支援が可能です。



### 流通体制の整備

原料や肥料の保管に必要な施設の整備、原料等の運搬に係る実証等への支援が可能です。



## 肥料利用者

国内資源由来肥料への転換に必要な新たな肥料の効果検証の取組や散布機の導入等を支援します。

### 生産現場での新たな肥料の導入や効果の検証

栽培実証に必要な新たな肥料の購入に係る経費、土壌分析、研修会の開催等への支援が可能です。



### 散布機の導入

マニュアルスプレッダやブロードキャスト等の散布機導入の支援が可能です。



【事業実施の前提】原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者との間で「連携計画」を作成

※ 国内資源由来肥料：「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき登録若しくは届出がなされたもの又は登録若しくは届出されることが見込まれるものとします。

# 国内肥料資源利用拡大対策事業 事業の全体像

## 事業の執行単位

### A : 国内肥料資源活用総合支援事業 【民間団体向け補助金】

- 1 国内肥料資源活用施設総合整備支援（施設等整備）【H】
- 2 国内肥料資源活用総合推進支援（肥料の試作・栽培実証・機械導入等）【S】
- 3 国内肥料資源活用推進事業（都道府県協議会事務経費）【S】
- 4 国内肥料資源流通促進支援（全国段階での推進活動）【S】
- 5 国内外の肥料原料価格の動向等調査【S】

### B : 畜産環境対策総合支援事業 【都道府県・民間団体向け補助金】

- 1 畜産堆肥流通体制支援事業（全国団体での推進活動）【S】
- 2 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業（成分分析・堆肥造粒機等の導入等）【S】
- 3 畜産・土づくり施設等導入支援事業（堆肥の高品質化・ペレット化等に係る施設等整備）【H】
- 4 畜産環境関連施設等導入支援事業（悪臭防止や汚水処理について高度な施設等整備）【H】

### C : 家畜排せつ物処理施設構造転換 支援事業 【都道府県向け補助金】

- 1 家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業（家畜排せつ物処理施設の補改修等）【H】

### D : 調査事業（委託事業） 【民間団体等向け委託費】

- 1 全国一斉地力調査事業

## 畜産環境対策総合支援事業 事業詳細

### 事業実施主体（取組主体）

- ・事業実施主体は、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会（計3者以上）
- ・共同利用施設を支援の対象とする場合にあつては、施設の設置者が事業実施主体
- ・取組主体は、協議会構成員である次の者

畜産を営む者、農事組合法人、その他農業者の組織する団体、農業協同組合、株式会社又は持分会社、地方公共団体 等

### 支援メニュー・補助率・成果目標

支援メニュー	補助	成果目標（※）
畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 （ソフト支援）	定額 1/2以内	事業実施計画と整合のとれた定量的な目標及び協議会における堆肥等の生産量又は使用量を増加させる計画を自ら設定
	1/2以内 15千円/ t 以内	取組主体における堆肥又は液肥の生産量に占める ・販売量の割合の10ポイント以上の増加 ・肥料業者への販売量の割合の10ポイント以上の増加 いずれか1つの目標を選択
畜産・土づくり施設等導入支援事業 （ハード支援）	1/2以内 15千円/ t 以内	堆肥（液肥）の高品質化、ペレット化による広域流通等に必要な施設の整備又は補改修 堆肥を肥料業者に販売するために必要な経費への助成
	1/2以内	家畜排せつ物等焼却ボイラー施設整備
畜産環境関連施設等導入支援事業（ハード支援）	1/2以内 定額	悪臭低減、汚水処理に係る高度な畜産環境対策に必要な施設の整備又は補改修 臭気測定、水質検査等

（※）目標年度は、「畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業」のうち、協議会の開催等の支援は事業実施年度の翌年度、それ以外の事業は、事業実施年度の翌々年度。複数の支援メニューを実施する場合は、複数の成果目標を設定すること。

## 畜産環境対策総合支援事業 令和6年度補正予算からの変更点

主な変更点		内容
1	費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 温室効果ガス排出量の削減量は「日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2025年）」に準じて算出すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">要領別紙2 別添3の第3の3の(8)</p>
2	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」について、事業実施後に取組んだ内容を報告し、抽出で選ばれた場合は、国の担当者による確認を受けること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">要領別紙2 第7の(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ リース導入を選択した場合は、リース計画書と個票を提出すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">要領別紙2 第7の(4)、別記様式2-別紙1、別記様式3-別紙1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域計画の内、将来像が明確化された地域計画に位置付けられた者である場合の加算措置を新設。</li> </ul> <p style="text-align: right;">要領別紙2 別添1</p>

## ○ 家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業

【令和7年度補正予算額 7,000百万円の内数】

### <対策のポイント>

持続可能な畜産経営体制の構築に向けて、家畜排せつ物管理に由来する温室効果ガスの排出削減を推進するため、**温室効果ガス排出量の少ない家畜排せつ物の管理方法へ変更するために必要な施設整備等**を支援します。

### <事業目標>

畜産分野の温室効果ガス排出削減（29万t-CO<sub>2</sub> [令和7年度→令和12年度まで]）

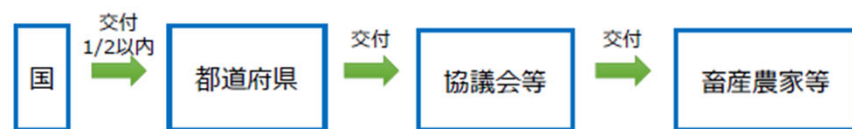
### <事業の内容>

#### 1. 施設整備等への支援

温室効果ガスの排出が少ない家畜排せつ物処理施設の整備・補改修や一体的に整備する**堆肥化処理に必要な機械等**の導入に必要な経費を支援します。

〔（※）強制発酵処理へ切り替えることにより、メタン（CH<sub>4</sub>）や一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の発生量を削減。〕

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 実施前



○堆積+切り返し



○貯留

#### 実施後（※）



○ブローの整備による堆積+通気



○攪拌機の整備による堆積+攪拌



○コンポストの整備による攪拌

【お問い合わせ先】 畜産局畜産振興課 (03-6744-7189)

# 家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業 事業詳細

## 事業実施主体（取組主体）

- ・事業実施主体は、畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会（計3者以上）
- ・共同利用施設を支援の対象とする場合にあっては、施設の設置者が事業実施主体
- ・取組主体は、協議会構成員である次の者  
畜産を営む者、農事組合法人、その他農業者の組織する団体、農業協同組合、株式会社又は持分会社、地方公共団体 等

## 支援メニュー・補助率・成果目標

	支援メニュー	補助	成果目標
家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業（ハード支援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出削減のための家畜排せつ物の管理方法の変更を実施するための施設の整備又は補改修に必要な経費</li> </ul>	1/2以内	<p>取組主体における家畜排せつ物の管理方法の変更による温室効果ガス排出量の20%以上の低減とする。（※）</p> <p>目標年度は、事業実施年度の翌々年度。</p>

（※）温室効果ガスの排出削減割合は、目標年度における家畜種の飼養頭羽数から排出される家畜排せつ物を、事業実施前後の管理方法で処理した場合に削減される割合を算出する。

（要領別紙3別添1）

## 畜産環境対策総合支援事業と家畜排せつ物構造転換支援事業の比較

	畜産環境対策総合支援事業	家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥の販売量を増加させることを目的とし、耕種農家のニーズに合った良質な堆肥生産に必要な堆肥舎等の施設整備を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガスの排出削減を目的とし、温室効果ガスの排出が少ない家畜排せつ物管理方法へ変更するために必要な施設の改築等を支援。</li> </ul>
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 堆肥舎等の整備、補改修</li> <li>② 堆肥の高品質化に必要な設備（攪拌機、造粒機、袋詰機等）</li> <li>③ 堆肥化处理に必要な機械（堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車等）</li> </ul> <p>※②及び③は①と一体的に整備する場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 堆肥舎等の改築、補改修</li> <li>② 温室効果ガスの排出が少ない家畜排せつ物管理方法へ変更するための必要な設備（ブローワー、攪拌機等）</li> <li>③ 堆肥化处理に必要な機械（堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車等）</li> </ul> <p>※②及び③は①と一体的に整備する場合に限る。</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥の販売量の増加割合を成果目標として設定。</li> <li>・堆肥の無償譲渡や自家利用が目的の場合は補助対象外。</li> <li>・費用対効果分析による効果算定が要件。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排せつ物の管理方法の変更による温室効果ガスの排出削減割合を成果目標として設定。</li> <li>・堆肥の無償譲渡、稲わら等との交換、自家利用の場合も補助対象。</li> <li>・環境対策を目的としており利益増加につながらないため、費用対効果分析を要件としない。</li> </ul>

## 事業実施に係る主なフロー（事業の要望調査）

### 事業の要望調査の実施

- 事業の要望調査は、交付申請前に、事業実施計画の事前調整を目的として実施します。
- 事業実施計画書の提出先となる都道府県、地方農政局等、農林水産省（本省）それぞれの段階で、提出期限が設定されます。

### 審査、割当内示

- 農林水産省（本省）は、地方農政局等を通じ、全国の都道府県から提出された事業実施計画書を審査します。
- 畜産・土づくり施設等導入支援及び畜産環境関連施設等導入支援事業、家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業は、財務省協議を行います。

